

乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)  
事業者募集要項

令和8年4月

木更津市こども未来部こども保育課

## 1 概要

### (1) 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度です。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、木更津市内でこの事業を運営するには、本市の認可を受ける必要があるため、本事業の実施事業者を以下のとおり募集します。

### (2) 募集対象施設

木更津市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）、認可外保育施設、地域子育て支援拠点事業所、児童発達支援センター等

### (3) 応募要件

木更津市内に所在する施設の事業者であって、木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び木更津市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業認可等要綱に定める基準を満たしており、事業開始日までに実施体制が整っていること。

本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。

### (4) 開始時期

令和8年7月下旬以降とする。

※今回応募する事業者については令和8年度内に実施体制を整えて事業を開始すること。

## 2 事業区分

### (1) 一般型乳児等通園支援事業

#### ・在園児合同実施

専任の職員を配置し、定員を既存の保育施設等とは別に設けて在園児と合同で受入れを行う。

#### ・専用室独立実施

専任の職員を配置し、定員を既存の保育施設等とは別に設け、本事業の専用室を設けて受入れを行う。

### (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合、空き定員の枠を活用して受入れを行う。

※保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に限る。

### 3 対象者及び支援内容

#### (1) 対象者

以下の要件を全て満たし、居住自治体から乳児等通園支援事業の利用認定を受けた子ども

- ・ 0歳6か月から満3歳未満（3歳誕生日の前々日まで）であること
- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していないこと

#### (2) 支援内容

遊びや体験等を通じて子どもの成長を支援する。また、保護者に対しては、育児に関する負担感の軽減につながるよう、専門的知識を持つ保育士等が相談に応じるなどの子育ての支援を行う。

なお、詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引（令和8年3月改訂版）」を参照すること。

### 4 開所日及び定員設定

事業実施者で設定し、ニーズや受入体制を鑑み、市と協議の上決定する。

定員を受け入れるにあたり必要な設備及び職員を確保すること。

### 5 スケジュール

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 令和8年 4月27日（月曜日） | 募集開始               |
| 令和8年 5月22日（金曜日） | 事前協議書類提出期限         |
| 令和8年 6月上旬       | 審査・事前協議結果通知        |
| 令和8年 6月中旬       | 認可申請書類提出           |
| 令和8年 6月下旬       | 子ども・子育て会議へ意見聴取     |
| 令和8年 7月上旬       | 事業認可通知・システムアカウント発行 |
| 令和8年 7月中旬以降     | 事前面談・利用予約開始        |
| 令和8年 7月下旬以降     | 事業開始               |

※令和8年度内に事業を開始する場合のスケジュールです。

### 6 応募方法

#### (1) 認可申請手続き

令和8年5月22日（金曜日）までに事前協議書及び添付書類を提出

#### (2) 提出先

木更津市役所朝日庁舎（木更津市朝日三丁目8番1号 1階）

こども未来部こども保育課

E-mail [daretsuu@city.kisarazu.lg.jp](mailto:daretsuu@city.kisarazu.lg.jp)

#### (3) 提出書類

<事前協議> 提出期限：令和8年5月22日（金曜日）

様式① .... 認可等事前協議書

様式② .... 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用 または 余裕活用型用）

様式③ .... 誓約書（兼役員等名簿）

添付書類.... 別紙添付書類一覧参照

※様式②については、事業区分に応じて何れかまたは両方を提出

<認可申請> 提出時期：令和8年6月中旬

様式④ .... 認可申請書

様式⑤ .... 確認申請書

添付書類.... 事前協議で未提出となっていた書類等

#### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

併せて、様式①・②・④・⑤について電子メールにて提出してください。

## 7 給付費及び利用料

(1) 給付単価 

|             |            |              |
|-------------|------------|--------------|
| こども一人1時間当たり | 0歳児：1,700円 | 1・2歳児：1,400円 |
|-------------|------------|--------------|

全国一律の給付制度（乳児等のための支援給付）となり、提供した利用時間の実績に基づき、こども一人1時間あたりの費用及び各種加算分を公定価格により支給する。

※本要綱記載の給付単価は、「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき設定しています。別紙資料「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準」及び「公定価格について」を参照してください。

(2) 利用料 

|                             |
|-----------------------------|
| こども一人1時間当たりの利用料標準：300円（※参考） |
|-----------------------------|

給付費以外に、事業所の取り組みに応じて必要な額を利用料として徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることが可能

給食費やおやつ代等の実費負担については、保護者同意の上で徴収することができる。

## 8 問い合わせ先

木更津市役所朝日庁舎（木更津市朝日三丁目8番1号 1階）

こども未来部こども保育課

TEL 0438-23-7245 E-mail kodomohoiku@city.kisarazu.lg.jp